

確定申告の申告相談は、明石税務署で行います。

**確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。**

当日受付も行っておりますが、**当日の相談枠に限り**がありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

**【令和8年2月13日（金）以前に税務署での相談を希望される方へ】**

令和7年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和8年2月16日（月）からです。

還付申告書は令和8年2月13日（金）以前でも提出できます。

令和6年分以前の申告等について、税務署での相談を希望される方は事前予約が必要です（**当日受付は行っていません。**）。

事前予約は、確定申告会場と同様、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

令和8年2月13日（金）相談分までは電話での事前予約も受け付けておりますが、電話でのお問合せが多くなっておりますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

**■ 明石税務署の所在地・案内**

- 確定申告会場の開設期間は、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）です（土・日・祝日を除く）。
- 確定申告会場の相談受付時間は、8時30分から16時です（相談開始は9時からです）。
- ※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ※ 申告書等の受付は、17時まで行っております。
- 土・日・祝日は開設しておりませんが、3月1日の日曜日に限り、明石税務署において、確定申告の相談、申告書の受付を行います。
- 明石税務署の駐車場は、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで閉鎖していますので、公共交通機関をご利用ください。

当会場では原則ご自身のスマホで申告書を作成していただきます。

来場される方は、確定申告に必要な書類のほか、マイナンバーカード読取対応のスマホ、マイナンバーカード、署名用パスワード（英数字6～16文字）及び利用者証明用パスワード（数字4桁）の2種類のパスワードをご持参ください。

マイナンバーカードの2つの暗証番号が不明な場合、会場での申告書の提出ができない場合があります。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください。

## 申告説明会

会場名	所在地	最寄りの交通機関	開設期間	開設時間	備考
住宅ローン控除の申告サポート会場 (明石税務署)	明石市田町1-12-1	西新町駅から西へ徒歩7分	2月4日から2月6日	各日 第1回目 9時から11時 第2回目 13時から15時	<p>※住宅ローンによりマイホームを新築、取得等し、令和7年中に入居された方を対象とした申告サポート会場です。</p> <p>※各回30名（申し込み順）</p> <p>※当会場では原則ご自身のスマホで申告書を作成していただけます。</p> <p>※来場される方は、確定申告に必要な書類のほか、マイナンバーカード読み取対応のスマホ、マイナンバーカード、署名用パスワード（英数字6～16文字）及び利用者証明用パスワード（数字4桁）の2種類のパスワードをご持参ください。</p> <p>※書類等がお揃いの方については、当日申告書の作成及び提出が可能となります。</p> <p>※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください。</p> <p>※参加希望の方は、電話（078-921-5310）でお申し込みください。</p> <p>※定員になり次第、締め切らせていただきます。</p>

## 税務署以外の会場

### 外部申告会場

会場名	所在地	最寄りの交通機関	開設期間	開設時間	備考
スマホ申告専用会場 (あかし市民広場)	明石市大明石町1-6-1 パピオスあかし2階	明石駅から南へ徒歩1分	2月9日、2月10日、2月12日	9時30分から15時 (相談受付は9時15分から)	<p>※マイナンバーカードを使ったスマホ申告専用会場です。</p> <p>※来場される方は、確定申告に必要な書類のほか、マイナンバーカード読み取対応のスマホ、マイナンバーカード、署名用パスワード（英数字6～16文字）及び利用者証明用パスワード（数字4桁）の2種類のパスワードをご持参ください。</p> <p>※マイナンバーカードの2つの暗証番号が不明な場合、会場での申告書の提出ができない場合があります。</p> <p>※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください。</p> <p>※相談の受付は、当日入場整理券をお配りします（LINEや電話による事前予約はありません）。</p> <p>※当会場では、土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税の相談は行っておりません。</p> <p>※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。</p> <p>※近畿税理士会所属の税理士が相談を行います。</p>